

## 九州大学同窓会連合会と在韓国九州大學總同窓會における 学生等個人情報の共同利用に関する覚書

九州大学同窓会連合会（以下「甲」という。）及び在韓国九州大學總同窓會（以下「乙」という。）は、甲及び乙がそれぞれ保有する学生等の個人情報（九州大学の在學生、卒業生、修了生その他九州大学に在学していた者の個人情報をいう。以下「学生等個人情報」という。）の共同利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的等）

第1条 甲及び乙は、甲又は乙が主催、共催又は後援する事業を相互に支援するとともに、相互の協力関係を発展させるため、学生等個人情報の共同利用を行うものとする。

（提供する学生等個人情報）

第2条 甲及び乙が共同利用する学生等個人情報は、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 卒業（在籍）学部、学科等
- (3) 卒業・修了等年月日
- (4) 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）
- (5) 就職・進学先（就職・進学先名、住所、電話番号、役職など）

2 前項の学生等個人情報は、九州大学から甲に対して提供されたもの、又は組織として、九州大学、甲又は乙に提供することを明示した上で取得したものの若しくは学生等本人から九州大学、甲又は乙に提供することについて同意を得たものに限るものとする。

（利用）

第3条 提供された学生等個人情報は、利用目的の範囲内において九州大学、甲又は乙が実施する事業に利用することができる。ただし、学生等本人から当該本人に関わる学生等個人情報の利用停止の申し出があった場合は、当該学生等個人情報の利用を停止するものとする。

（管理）

第4条 甲及び乙は、甲又は乙がそれぞれ定めるプライバシーポリシーその他の個人情報保護に関する取扱いに基づき、学生等個人情報を適切に管理するものとする。

2 甲及び乙は、本覚書締結後速やかに、学生等個人情報の管理者を相手方へ報告しなければならない。

第5条 甲及び乙は、学生等個人情報を取り扱うにあたり、学生等個人情報に対する不正アクセス又は情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 甲又は乙は、相手方から要請があったときは、物理的に不可能なものを除

き、提供された学生等個人情報（これを複写又は複製したものを含む。）を返還若しくは廃棄又は相手方の指示するところにより処置するものとする。

（秘密保持義務）

第6条 甲及び乙は、学生等個人情報を秘密に保持し、法令等の定めによる場合を除き、学生等個人情報を取り扱う必要がある最小限の職員等以外に学生等個人情報を開示又は提供してはならない。

2 甲及び乙は、学生等個人情報を取り扱う職員に対し、その在職中及び退職後においても学生等個人情報を秘密に保持するよう義務付けるものとする。

（記録）

第7条 甲及び乙は、学生等個人情報の受領、管理、提供、複製、廃棄等について記録し、相手方から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

（事故）

第8条 甲又は乙において学生等個人情報に対する不正アクセス又は情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生したときは、直ちにその旨を相手方に報告し、相手方の指示に従って直ちに応急措置を講じるものとし、当該措置を講じた後直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに再発防止策を書面により提示しなければならない。

2 前項の規定は、双方の承諾のもと利用目的の範囲内で第三者に提供した場合で、当該第三者において事故が発生したときも適用する。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管するものとする。

令和 2年 6月 23日

（甲）九州大学同窓会連合会

会長 久保千春

（乙）在韓國九州大學總同窓會

会長 崔洛三